

物 品 購 入 等 設 計 書

執行 年度	令和7～ 12年度	市 長	副 市長	部 長	財政課 長	課 長	係 長	審 査	設 計 者
調達 番号	案件名 令和7年度銚田市小中学校タブレット端末賃貸借及び保守								
納入場所		銚田市荒地 外11か所							
物 品 等 概 要	対象物品リース (対象物品) ・タブレット端末3,210台 上記物品の月額リース料 ※入札金額はリース料総額ではなく月額とする。 (契約期間) 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで 5カ年の長期継続契約					納 入 期 限		令和7年10月31日	
						保 証 期 間		日 間	
						起 案 年 月 日		年 月 日	
						納 入 年 月 日		年 月 日	
						延 期 , 中 止		月 日 ~ 月 日 日 間	
	請 負 人		住 所 氏 名						
賃			借			銚 田 市			
起 変 工 更 理 由									
費 目		起 工		第 回 変 更		第 回 変 更		増 減	
物 品 等 購 入 価 格									
物 品 価 格									
消費税及び地方消費税相当額									
物 品 等 購 入 決 定 額									
変更物品等価格算定基準 変更物品価格=変更積算物品価格×請負比率(物品等購入決定額/物品等購 ※請負比率は小数点7位を切捨て、6位止めとする。									
変更積算物品等購入価格		×		請 負 比 率		＝		変更物品価格	

物品購入等内訳書

[illegible]

第 1 号

小中学校タブレット端末賃貸及び保守

一式 当一位代価表

名 称	材 料 品 質	長	断 面 寸 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
タブレット端末				3,210	台						
MDM				3,210	ライセンス						
キッティング				3,210	台						
フィルタリングソフト				3,210	ライセンス						
設定作業				1	式						
納品作業				3,210	台						
タブレット端末保守				2,980	台						
成果品作成				1	式						
小計(A)											
公立学校情報機器整備事業費 補助金(B)				2,980	台						
計(A) - (B)											
リース料率					%						
計											

銚田市

令和7年度 銚田市小中学校タブレット端末賃貸借及び保守

1 件 名 令和7年度 銚田市小中学校タブレット端末賃貸借及び保守

2 対象物件 タブレット端末等 3,210 台(児童生徒用2,980台、指導者用 230 台)

3 納入場所 次の場所に納入するものとし、詳細については銚田市教育委員会と協議すること。

学校名	住所	予定数量
旭東小学校	銚田市荒地 604 番地	190 台
旭南小学校	銚田市樺山 576 番地 16	117 台
旭西小学校	銚田市鹿田 904 番地 5	124 台
旭北小学校	銚田市田崎 3852 番地	91 台
銚田北小学校	銚田市上富田 1011 番地 1	436 台
銚田南小学校	銚田市畑田 1059 番地 1	718 台
大洋小学校	銚田市上沢 922 番地 1	359 台
旭中学校	銚田市造谷 863 番地 5	262 台
銚田北中学校	銚田市上富田 1011 番地 1	244 台
銚田南中学校	銚田市銚田 1469 番地 1	386 台
大洋中学校	銚田市大蔵 1337 番地 1	227 台
銚田市教育委員会	銚田市造谷 605 番地 3	56 台

4 賃貸借期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5カ年の長期継続契約

5 納入期限 令和7年10月31日(金)

6 賃貸借料 賃貸借の支払いは、毎月の均等払いとし、毎月末締め翌月払いとする。

7 機器等の仕様

(1) 機器及びソフトウェア等の仕様については、「別紙1」のとおりとする。

(2) 搬入・設置・調整作業について

① 搬入・設置・調整作業の日程等については、銚田市教育委員会及び各納入場所の発注者と協議のうえ決定し、作業計画書を作成すること。

② 搬入・設置・調整及び各種ソフトウェア等(注1)のインストールを行い、稼動可能なように全ての調整を行うこと。ハードウェア及びソフトウェアのユーザ登録が必要な場合は全て登録を行うこと。

注1: Office/フィルタリングソフト/フリーソフトウェアとして PDF データを閲覧できる環境とすること。
インストールするフリーソフトウェアの詳細は、銚田市教育委員会の指示に従うこと。

③ OS 及びアプリケーション(フリーウェア含む)は他のソフトに悪影響がでない範囲については、導入

時点において最新のセキュリティ・パッチや更新プログラムを適用すること。

- ④導入するタブレットは各納入場所の指定する場所に設置するとともに、既存プリンターへの接続を行いタブレットからの印刷設定を行うこと。その際GIGAネットワーク化に必要なケーブル等を用意したうえで接続すること。また、床上等に配線する場合は段差などがないよう留意し配線すること。
- ⑤機器及びソフトウェアの日本語マニュアルを納入するとともに、納入後、本システムが稼働できるように各納入場所の発注者に対し、必要に応じ操作説明を行うこと。
- ⑥ネットワークやソフトウェア等の環境設定については、既存の保守業者又はサーバ側納入業者と調整し、動作確認を行うこと。
- ⑦機器には、管理番号などの判別シールを貼付し、利用者との管理一覧表を作成し確認すること。

8 その他

(1) 入札金額

賃貸借期間を5カ年(60カ月)として、1月あたり(消費税等を除いた金額を入札書に記載するものとする。)の賃貸借料を算定し、記載すること。見積は次に掲げるそれぞれの金額が分かるよう明細(内訳書)を提出すること。

主な内訳

1. 端末 2. 端末管理機能(MDM) 3. 付属品 4. キットینگ 5. 端末活用支援ツール
6. フィルタリングソフト 7. 授業支援ソフトウェア 8. 端末保守 9. 設置・据え付け費

※分けることが出来ない場合、補助金対象(児童生徒用端末本体、運搬費、設置・据え付け費(キットینگ、管理番号ラベル添付、梱包物の撤去・処理)となるものについては少なくとも金額が分かるようにすること。また、提案時に内訳書の提示が難しい場合は別途内訳書を提出すること。

(2) リース調達における対応

金額の算定にあたっては、GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領別添第3(1-2)公立学校情報機器リース事業に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付が行われることから、本補助金の交付予定金額を見込んだ上で算定を行うこと。具体的には本補助金の交付予定金額を総額から減額した上の残金に対してリース料率を算出した後、応札を行うこと。

詳細については、文部科学省のホームページに記載されている「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」、Q&A等の各種資料もあわせて参照すること。

補助対象台数(上限55,000円、補助率2/3) 児童生徒用 2,980台(うち予備機 246台)

補助対象の端末については「令和7年度茨城県公立学校における学習者用コンピュータ機器等調達(WindowsOS)に係る公募型プロポーザル」にて落札をした関彰商事株式会社より見積を取得し、対応を行うこと。

・茨城県共同調達事業者

関彰商事株式会社ビジネストランスフォーメーション部 第2統括 鹿行支店

連絡先:0299-92-0415

(3) 仕入れ控除における対応

補助事業者は消費税仕入れ控除に相当する額を減額して申請をすること。

ただし、補助金交付申請時において当該消費税等仕入れ控除が明らかでないものについては、この限りではない。

補助事業者は、実績報告を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合は当該消費税仕入れ控除税額に相当する額を減額して実績報告を茨城県教育委員会教育長に提出すること。

(4) その他

①見積には本仕様書及び別紙に指示する全ての費用を含むものとする。

②契約書等関係資料の作成等に係わる一切の費用は、落札事業者の負担とする。

③本仕様書に記載されていない、または記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。

別紙I

1. 機器等仕様明細

(1) タブレット端末及びタブレット端末用ペンシル 3,210 台(児童生徒用2,980台 指導者用 230 台)

項目	仕様	数量
本体等	茨城県共同調達事業者より購入すること	3,210

(2) ソフトウェア一覧 下記仕様記載を確認し、必要なライセンスを購入すること

No	項目	メーカー	仕様等	数量
1	教材ソフト ロイロノート・スクール	LoiLo	学習管理・双方向授業支援 ソフトウェアライセンスは銚田市教育委員会が所有しており利用できるように環境構築すること	—
2	授業支援ソフト WinBird 授業支援 for Edge	ウインバード	モニタリング機能、画面提示画面比較、生徒用タブレットの操作ロックやブラウザ表示内容の制限ができる ソフトウェアライセンスは銚田市教育委員会が所有しており利用できるように環境構築すること	—
3	Microsoft 365 AI for Device for student 60 か月- GIGA2.0Promo	マイクロソフト	Word、Excel、PowerPoint Teams OneNote Intune For Education Microsoft 365 copilot Chat 茨城県共同調達事業者より購入し、利用できるように環境構築すること	3,210
4	GoogleChrome	Google	クロスプラットフォームのウェブブラウザ	3,210
5	フィルタリングソフト i-FILTER@Cloud	デジタルアーツ	セキュリティソフトウェア 必要ライセンス数の 5 年間分を購入しタブレット端末からのフィルタリングを有効にする環境を構築すること	3,210
6	学習 e ポータル L-Gate	内田洋行	学校向け学習 e ポータル ソフトウェアライセンスは銚田市教育委員会が所有しており利用できるように環境構築すること	—

2. タブレット端末設定要件

- (1) タブレット端末の Windows の設定を行うこと。
- (2) タブレット端末は Microsoft Intune にて環境構築すること。
- (3) デスクトップ・お気に入り・ショートカットの設定を行うこと。
- (4) Edgeブラウザの制御設定を行うこと。
- (5) ロイロノート・スクール、WinBird 授業支援 for Edge、L-Gate の設定を行うこと。

(6) デジタル教科書を利用できるように設定を行うこと。

(7) 校内 Wi-Fi への接続設定を行うこと。

(8) Microsoft OneDrive の設定を行うこと。

(9) フィルタリングソフトの設定を行うこと。

上記の設定に伴う詳細は銚田市教育委員会と都度協議を行うこと。

3. 保守

(1) 保守は、児童生徒用 2,980 台のみを対象とする。期間は賃貸借期間と同じ5カ年間で、受付時間を平日午前9時から午後5時とし、時間内の対応要請には当日又は、翌日対応可能なこと。但し、土・日・祝日及び年末年始は対象外とする。

(2) 保守の期間中に機器の故障・不具合（主なもの：落下による液晶破損、キーボード機器破損、起動しない）があった場合には、次に掲げる物品を除き、賃貸人が全費用をもって無償で交換・対策を行うこと。（自然災害、紛失・盗難等は除く。）

（ア）タブレット端末用ペンシル。

（イ）修理費用が高額となる場合は、代替機器での機器交換も可とする。

(3) 児童生徒が登下校や授業中など通常利用する上で明らかに発生しえない破損や故障の原因が明らかに学校や児童生徒側にある場合には別途有償とする。

(4) 故障についての連絡体制を明確にし、故障に対する申告窓口を一元化すること。

(5) 故障対応や点検等の作業を行った場合は、その内容を報告、又は必要があれば文書により銚田市教育委員会に提出すること。

(6) 修理期間中については、銚田市教育委員会の予備端末で代替運用を行うものとし、修理完了後は当該端末納品時の各種設定を施したうえで銚田市教育委員会に返却すること。

4. 成果品

本業務の成果品については、次に掲げるものを納入期限までに納めること。以下の内容を示したものを完成図書として各 1 部ずつ提出すること。

種 別	内 容
納入機器リスト	各施設の納入機器一覧（紙媒体及び電子媒体）
完成写真	納入機器ごとに設置状態を示した写真（紙媒体）
作業状況写真	作業前、作業後等の業務の進捗状況を写した写真（紙媒体）
システム設定書	各機器装置において納品時（初期）設定値を記述したもの（紙媒体）
取扱説明書	各機器個別の取扱方法を記したユーザマニュアル（予め製品に付属されている場合は不要）
故障復旧体制図	故障時の復旧対応体制図を記したもの（紙媒体）

5. 検査

- (1) 検査は機器等納入設置業務の完了に伴い納入機器が正常に動作することを確認すること。
- (2) 賃貸人は検査の実施に対応すること。検査の合格をもって検収とする。
- (3) 検査の結果、機器の配置、数量等に変更を必要とした場合は、賃貸人において無償で対応すること。
- (4) 業務完了後に、明らかに賃貸人の責めによる瑕疵(かし)が発見された場合、賃貸人は直ちに当該業務の修正を行うこと。

6. その他特記事項

- (1) 機器類の納入業務の実施にあたっては、運用上、支障にならないようにすること。
- (2) 既存端末は、指定の場所に一時保管し、既存端末の回収、処分に提供可能な作業内容及び経費を具体的に提案を行うこと。
- (3) (2)のうち残すものについては協議の上、設置及び設定を行うこと。
- (4) 管理番号などの判別シールを添付し、児童生徒と番号が一致できるよう管理すること。
- (5) 作業中に発生した産業廃棄物は適切な処分を行うこと。
- (6) 本契約履行の際し、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (7) 賃貸借期間終了後、対象物件については、賃貸人の責任において撤去を行うこと。また、一切の情報漏洩が起きないように十分な対策を講じるものとし、データ削除装置等を用いて対象物件に保存された情報を閲覧できないよう対策を講じること。データ消去にあたっては、データ消去証明書及び作業報告書を提出するものとする。